

交通費算出の基本的な考え方について

1. 補助の上限は、居住地から競技会場までの往復分とする。



2. やむを得ない事由（ケガ・病気・自然災害・交通事情・大会の中止等）で欠場となった場合、移動に係るキャンセル料は補助対象とする。

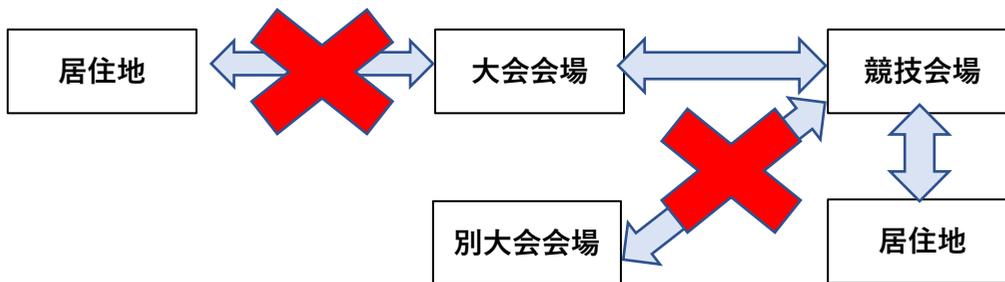
3. 事前合宿等を行う場合

基本的には補助対象となるが、交付申請額の上限を超える場合は、競技団体（または個人）の負担とする。上限の考え方については1を参照する。



4. 東北総体または国体に参加する前に別の大会に参加している場合

居住地から事前に参加している大会会場までの交通費・宿泊費については、対象外とする。ただし、大会の会場地が同一経路内にある場合においては、経由地として大会会場を対象とする。交付申請額の上限額を補助をする。

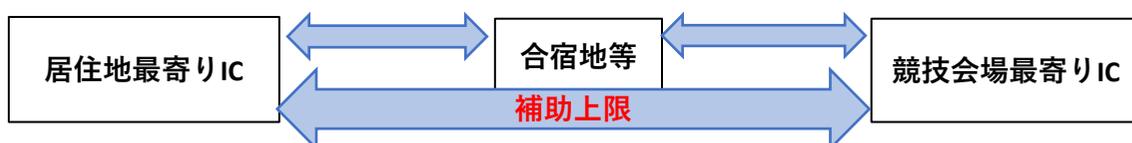


5. ETCの利用について

- (1) 補助の上限は、原則、居住地最寄りIC～会場地最寄りIC間とし、申請後の変更は特別な理由がない限り認めない。



- (2) 事前合宿に参加する場合において、合宿地を経由する場合は、交付申請の区間の補助上限額内で補助を行う。



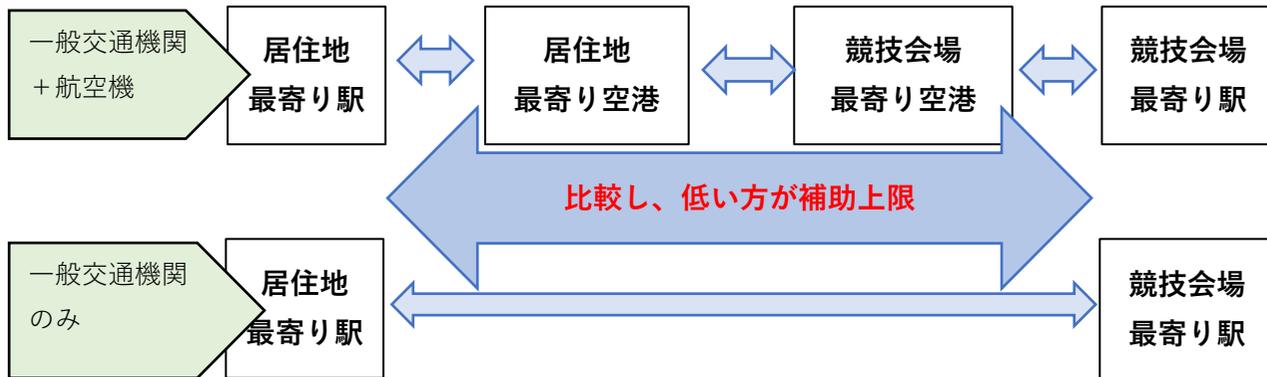
6. ふるさと選手

算出に当たっては、1～4を使用するが、様々なパターンが考えられるため、必要に応じて宮城県スポーツ協会事務局へ連絡し確認を行うこと。

交付申請額の上限を超える場合については、競技団体（または個人）の負担とする。

## 7. 航空機利用について

- (1) 航空機使用時の交付決定額は、一般交通機関利用額と比較し、低い方の金額とする。  
交通費の起点は、居住地最寄駅から競技会場最寄駅までとし、最寄りの空港を経由地とする。



- (2) 駐車場代（空港）は対象外とする。事前合宿等については上記3, 4に記載のとおりとする。